

ニッセイプラス少額短期保険の現状 2022

ニッセイ **プラス⁺** 少額短期 **保 険**

 日本生命グループ

はじめに

平素より、ニッセイプラス少額短期保険をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

このたび、ディスクロージャー誌「ニッセイプラス少額短期保険の現状 2022」を作成しました。

本誌が当社をご理解いただくうえで、皆さまのお役に立てれば幸いです。

ニッセイ **プラス** 少額短期 **保 険**

 日本生命グループ

会社の概要 (2022年3月31日現在)

ニッセイプラス少額短期保険は日本生命グループの一員です。

名称	ニッセイプラス少額短期保険株式会社
資本金	1,300,000 千円
株主	日本生命保険相互会社 (100%出資)
所在地	〒100-0004 東京都千代田区大手町一丁目 6 番 1 号 大手町ビル 4 階 FINOLAB 内
登録番号	関東財務局長 (少額短期保険) 第 105 号

沿革

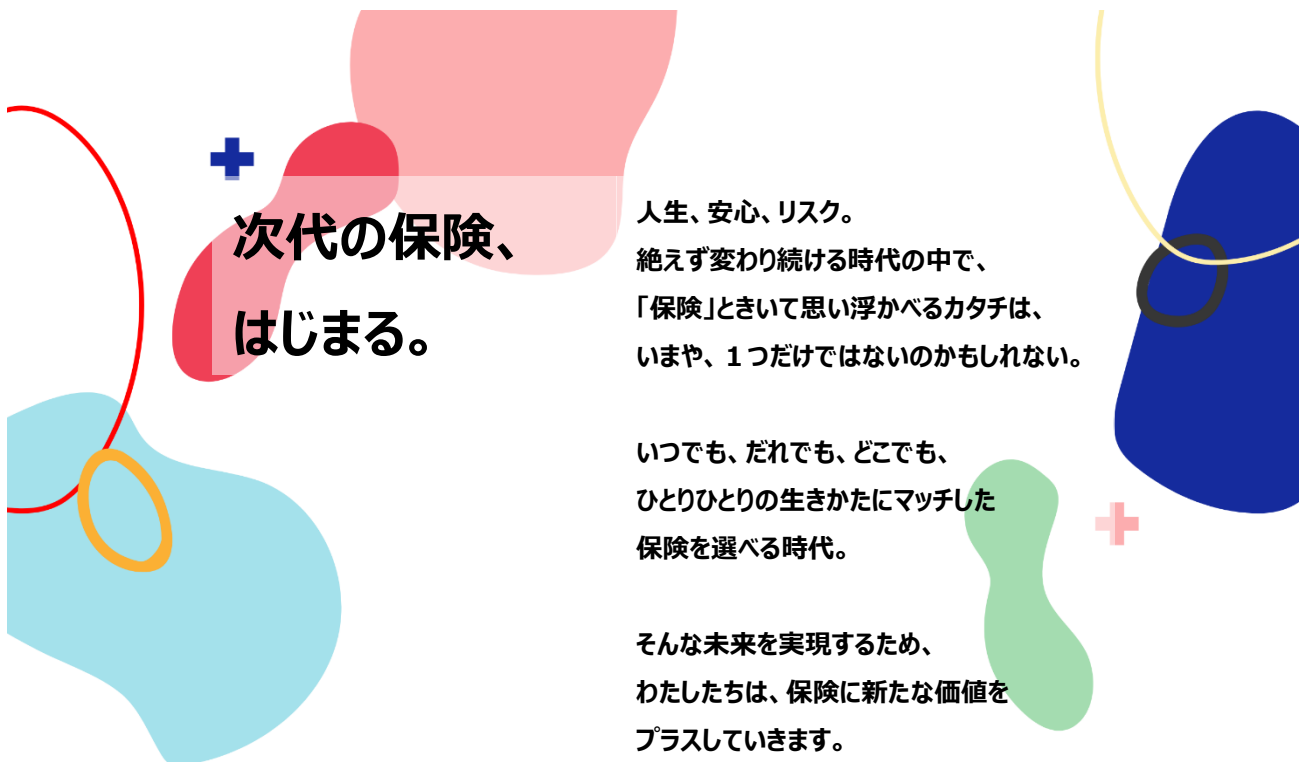
2021年4月	少額短期保険業の準備会社として設立
2022年3月	少額短期保険業者登録
2022年3月	資本金を 299,995 千円から 1,300,000 千円に増資

目次

経営について	P4
1. 企業理念・代表メッセージ	
2. 事業の概況	
3. 内部統制基本方針	
4. リスク管理体制	
5. 資産運用方針	
6. お客様本位の業務運営方針	
7. コンプライアンス体制	
8. お客様情報の保護	
9. 反社会的勢力への対応	
10. 指定紛争解決機関について	
業績データ	P18
1. 直近の事業年度における業務の状況	
2. 計算書類	
3. ソルベンシー・マージン比率	
4. 時価情報等	
コーポレートデータ	P30
1. 当社の組織	
2. 株主・株式の状況	
3. 役員の状況	

1. 企業理念・代表メッセージ

(1) 企業理念



+
**次代の保険、
はじまる。**

人生、安心、リスク。
絶えず変わり続ける時代の中で、
「保険」ときいて思い浮かべるカタチは、
いまや、1つだけではないのかもしれない。

いつでも、だれでも、どこでも、
ひとりひとりの生きかたにマッチした
保険を選べる時代。

そんな未来を実現するため、
わたしたちは、保険に新たな価値を
プラスしていきます。

(2) 代表メッセージ



ニッセイプラス少額短期保険株式会社
代表取締役社長
光本 正

ニッセイプラス少額短期保険株式会社は日本生命グループの一員として、2022年4月に営業を開始いたしました。

ライフスタイルの変化やデジタル化の進展等を背景に、保険についても、お客様のニーズが多様化しております。

私たちは、デジタルを駆使した柔軟な商品提供体制を活用し、お客様の多様なニーズに機動的にお応えしていくとともに、提携先企業様の商品・サービスと組み合わせて、よりスムーズな保険体験を実現してまいります。

お客様に驚きや感動をお届けするため、保険に新たな価値をプラスしていくことを目指すとともに、安心・安全で豊かな生活に貢献出来るよう、これから役職員一同尽力してまいります。

今後とも、ご支援・ご愛顧を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

2. 事業の概況

(1) 事業の内容

お客様のライフスタイルの変化やデジタル環境の普及等を背景とした、多様なお客様の保障ニーズに応えるため、生命保険・損害保険の両領域で多種多様な保険商品を機動的に提供してまいります。

また、さまざまなパートナー企業の商品・サービスと親和性の高い保険商品を組み合わせることで、パートナー企業の商品・サービスの付加価値向上に貢献するとともに、お客様ニーズに沿った保険商品をよりシームレスにお届けします。

(2) 2021 年度業績

2021 年 4 月 30 日の設立以降「多様化するライフスタイル・ニーズに対して、より多くの安心を」「ビジネスパートナー×デジタル×アイデアで、より新しい保険体験を」「日本生命グループが培ってきた保険の可能性に、さらなるプラスを」とのコンセプトのもと開業準備を進め、2022 年 3 月 24 日に少額短期保険業者として登録されました。なお、当社は 2022 年 4 月 5 日営業開始のため、当期の営業収入はありません。

この結果、当期の営業成績は、開業準備費用の支出等により 390,774 千円の損失となりました。

(3) 今後の取組み

2022 年 4 月 5 日より販売開始した第一号商品「ママとこどもの 1000days ほけん」の販売推進と様々なパートナー企業の商品・サービスと親和性の高い保険商品を組み合わせ、お客様ニーズに沿った保険商品の迅速な開発に取り組めます。

また、「お客様本位の業務運営方針」に則り、適正な保険募集・保険金支払い、事務・システム業務の安定運営を実現するとともに、デジタル技術の活用と機動的な導入による新たな保険体験の提供に取り組めます。

<主要指標>

項目	2021 年度
経常収益	-
経常利益	△524,014 千円
当期純利益	△390,774 千円
正味収入保険料	-
総資産	2,301,176 千円
純資産額	2,209,225 千円
保険業法上の純資産額 [※]	2,209,225 千円
責任準備金残高	-
資本金	1,300,000 千円
発行済株式の総数	260 千株
ソルベンシー・マージン比率	20,158.6%
配当性向	-
従業員数	16 名
有価証券残高	-

※保険業法上の純資産額とは、保険業法施行規則第 211 条の 8 第 1 項の規定に基づき、貸借対照表の純資産の部の金額に異常危険準備金および価格変動準備金の額を加えたものをいいます。

3. 内部統制基本方針

当社は、「内部統制基本方針」に基づき、業務の適正を確保し、企業統治の強化および質の向上に努めています。

■ 内部統制基本方針

会社法第 3 6 2 条第 4 項第 6 号および会社法施行規則第 1 0 0 条に基づく体制は、以下のとおりとする。

第 1 条

当社の取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制に関する事項

- 1 当社におけるコンプライアンスを推進するための基本的な方針として、「コンプライアンス基本方針」を定める。
- 2 取締役会における監督機能と執行機能の一体性を確保するため、特定の業務分野を担当する取締役で全事業領域を分担する体制とし、各取締役は、職務の遂行にあたっては、必要な権限を持つとともにその結果に対して責任を負うこととする。取締役が他の取締役の法令および定款に違反する事実または違反のおそれのある事実を発見した場合には、直ちに監査役および取締役会に報告することとする。
- 3 取締役会決議に基づき特定の業務分野を担当する取締役は、担当する業務分野全体の法令等遵守体制を構築し適切な指示を行う責任を負うとともに、社内規程に基づき、必要な事項を取締役会または経営会議に付議ないし報告することとする。
- 4 監査役は、法令および定款の定めに基づき、取締役の職務の執行が、法令および定款に適合して正當に行われているか否かを監査し、適法性を欠く事実または欠くおそれのある事実を発見したときは、取締役会に報告し、当該取締役の行為が会社に著しい損害をおよぼすおそれのある場合は、その行為の差し止め請求を行うこととする。

第 2 条

当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存お

び管理に関する体制に関する事項

- 1 当社の取締役の職務の執行に係る情報については、「情報資産保護に関する基本方針」に基づき、当社の全ての取締役および使用人が、経営機密情報、営業情報等の当社が保有・管理する全ての情報資産について、関連する法令および規程を遵守の上、それらを適切に取扱い保護していくこととする。各種情報資産については、「文書管理規程」を制定し、情報資産の保存年限および保管方法等を定め、情報資産の保存および管理の徹底を図ることとする。また取締役および監査役は、取締役会議事録、経営会議議事録および決裁書を始めとした文書管理規程によって定められた情報資産を閲覧できることとする。
- 2 当社の全ての取締役および使用人の情報資産保護の徹底を図る観点から、リスク管理・コンプライアンス統括部が情報資産保護に関する企画立案・管理統括機能の強化を図ることとする。

第 3 条

当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制に関する事項

- 1 当社が引受けるリスクの種類およびその適切なリスク管理についての基本的な方針として、取締役会にて「リスク選好およびリスク管理の基本方針」を定める。取締役会は、適切なリスクマネジメントを行うため、各種リスクの管理に関する方針を定めるとともに、必要な管理体制を整備することとする。取締役会は、日常的なリスク管理を経営会議に委任し、

経営会議は、取締役会から委任を受けた事項を、経営会議の諮問機能を担う下部機関である「リスク管理・コンプライアンス委員会」に諮問することができることとする。

2 各種リスクとして、以下(ア)から(オ)のリスクを認識する。

(ア) 保険引受リスク

「保険引受リスク管理方針」を定め、安定的な保険金等の支払が可能となる適切な保険料率の設定を行う。また、適正な契約選択・査定および支払を行い、適切かつ効果的な予算編成と執行による、厳格な事業費管理を実施する。

(イ) 資産運用リスク

「資産運用リスク管理方針」を定め、信用リスクを中心とした管理を行う。

(ロ) 事務リスク

「事務リスク管理方針」を定め、事務処理内容の明確化とその教育の徹底を通じ、誤った事務処理を防止するとともに、内部牽制体制の構築を通じて、疎漏、不正等の早期発見、根絶を図る。

(ハ) システムリスク

「システムリスク管理方針」を定め、各種マニュアルの策定、インフラ整備、使用人への指導・徹底等を通じ、地震等の天災や、コンピュータの不正使用・ソフト誤作動等の人災に起因する損失の極小化を図る。

(ニ) 流動性リスク

「流動性リスク管理方針」を定め、保険の解約等により発生し得る資金流出額を想定し、必要となる資金を確保するため、ポートフォリオに流動性の高い資産を一定額以上組み入れるとともに、日々の資金繰りを管理することにより対応する。

第 4 条

当会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制に関する事項

1 当会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を原則として3か月に1回以上開催するほか、必要に応じて臨時に開催することとする。取締役会は、経営の基本方針を定め、法令等に抵触しない範囲内で、日常全般的な執行方針の確立と業務執行の全般的統制を、経営会議に委任することとする。また、当会社の経営方針および経営戦略に関わる重要事項については、事前に、経営会議において議論を行い、その審議を経て取締役会にて決定することとする。取締役の業務執行については、取締役会規則に基づき、取締役は取締役会に対し3ヶ月に1回以上、以下に定める事項について報告を行うこととする。

- ・販売関係業務執行の経過および結果
- ・資産運用関係業務執行の経過および結果
- ・保険成績
- ・収支・資産状況
- ・その他重要な経営執行の経過および結果に関する事項

2 取締役は、職務の遂行にあたっては、「組織規程」および「職務権限規程」の定めるところにより、必要な権限を持つとともにその結果に対して責任を負うこととする。

第 5 条

当会社の使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制に関する事項

1 当社におけるコンプライアンスを推進するための基本的な方針として、「コンプライアンス基本方針」を定める。コンプライアンス基本方針に基づく当社におけるコンプライアンスを実現するため、全社的にコンプライアンスを統括する「リスク管理・コンプライアンス統括部」を設置するとともに、具体的な手引書として「法令遵守マニュアル」および具体的な実践計画として「コンプライアンス・プログラム」を策定することとする。

- 2 取締役会は法令等遵守に関する事項につき審議を尽くし決議を行うとともに、必要に応じてコンプライアンスに関わる事項の報告を受けることとする。また、経営会議の諮問機能を担う下部機関として「リスク管理・コンプライアンス委員会」を設置し、保険募集管理を含む法令等遵守体制の全般的統制・管理を行うこととする。
- 3 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、一切の関係遮断に取り組むこととし、その実現に向けた社内体制の整備として、「反社会的勢力対応規程」を制定し、一般社団法人日本少額短期保険協会や警察をはじめとする外部組織との連携、暴力団等の反社会的勢力に関わる対策の協議および社内啓蒙の推進等を行うこととする。また、「リスク管理・コンプライアンス統括部」を反社会的勢力対応組織として位置づけ、不当要求等の事案が発生した際には、速やかにリスク管理・コンプライアンス統括部へ報告する体制とする等、反社会的勢力による被害を防止するための一元的な管理体制を構築することとする。
- 4 「利益相反管理方針」を定め、お客様の利益を不当に害するおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備することとする。
- 5 「内部監査基本方針」を定め、内部監査部門として執行部門から独立した「内部監査室」を置くこととする。内部監査室は、定期的な内部監査を行い、内部監査結果については、取締役会および監査役等への報告ならびにリスク管理・コンプライアンス委員会への連携を行うこととする。
- 6 法令等遵守の観点より問題が生じた場合（懸念を含む）には、公益通報者保護法に基づく通報等により内部通報を行うことが可能な体制を整備することとする。
- 7 監査役は当会社の法令等遵守体制および公益通報者保護法に基づく通報等に係る体制の運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができることとする。

第 6 条

当会社およびその親会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制に関する事項

- 1 親会社が企業集団における業務の適正を確保するために設ける方針、制度等を法令等に抵触しない範囲で受け入れるものとする。
- 2 経営状況やコンプライアンス、リスク管理等の状況について定期的に親会社の指定する担当部へ報告を行う。
- 3 コンプライアンスおよびリスク管理上、重要な事項や異常事象を認識したときは、速やかに親会社の指定する担当部へ報告する。
- 4 重大な法令・定款違反その他親会社の業務、業績またはレピュテーションに影響を与える重要な事項を認識したときは、速やかに親会社の監査役へ直接または親会社の指定する担当部を介して報告する。
- 5 親会社の監査役より、取締役・監査役および使用人に対して報告を求められた際には、適切に応じなければならない。

第 7 条

当会社の監査役職務を補助すべき使用人に関する体制、当該使用人の当会社の取締役からの独立性および当会社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- 1 当会社の監査役職務を補助すべき使用人に関する体制として、「内部監査室」を設置し、当会社の使用人から監査役職務を補助すべき使用人（以下監査役補助者という）を任命することとする。
- 2 監査役補助者の任命・解任・人事異動、人事評価および懲戒処分については、監査役の同意を得た上で行うこととし、取締役からの独立を確保することとする。
- 3 監査役の監査役補助者に対する指示の実効性を確保するため、監査役補助者には必要な知識・能力を備えた使用人を任命することとし、監査役補助者は、監査役補助職務に関して専ら監査役の

指示に従うこととする。

第 8 条

当会社の監査役への報告に関する体制および当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制に関する事項

- 1 当会社の取締役および使用人は、重大な法令・定款違反その他当会社の業務または業績に影響を与える重要な事項について速やかに監査役に報告することとし、またコンプライアンス、リスク管理の状況および内部監査結果等について定期的に監査役に報告することとする。
- 2 前項に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、当会社の取締役および使用人に対して報告を求めることができることとする。
- 3 公益通報者保護法に基づく通報等に係る体制を適切に運用し、各通報の内容を速やかに監査役に連絡するとともに、その運用状況を定期的に報告することとする。
- 4 監査役への報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いをしてはならないこととする。監査役は、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けた事実を知ったときは、取締役

に対してその是正を要請することができることとする。

第 9 条

当会社の監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針およびその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制に関する事項

- 1 監査役がその職務の執行について必要な費用（弁護士、公認会計士その他の社外の専門家を活用するための費用、監査役補助者の監査役補助職務に関する費用を含む）の請求をしたときは、これを支払うこととする。
- 2 監査役は、取締役会に出席するほか、重要な意思決定の経過および業務執行の状況等を把握するため、経営会議その他重要な会議に出席し、意見を述べるることができることとする。
- 3 監査役は、主要な決裁書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧するとともに、事業の状況、重要な会社財産の取得・処分および管理ならびに競争取引等の状況等についても、必要に応じて、取締役または使用人に対しその説明を求めることができることとする。監査役の職務執行上必要があるときは、会社業務全般を把握するため事業所の調査を行うことができることとする。

4. リスク管理体制

当社は、お客様のニーズを踏まえた多様な商品を提供しつつ、お客様への保障・補償責任を全うするために、健全な経営と効率性・収益性の確保に努めています。具体的には、主なリスクである保険引受リスク、資産運用リスク、事務リスク、システムリスク、流動性リスクのそれぞれに対して具体的なリスク対応方針を策定し、これらのリスクを適切に管理しております。

加えて、リスク管理・コンプライアンス委員会を設置し、経営トップレベルでの会社全体のリスクの状況に関わる認識の共有化、およびリスク管理に関する重要な事項の協議を通じ、各種リスクの統制・管理を行っております。

5. 資産運用方針

少額短期保険業者の資産運用については、保険業法において内閣府令で定める銀行等への預金や国債等に準ずる有価証券等以外への投資を行えないこととなっている上、財務の健全性の観点を踏まえて、当社では預金に限定した運用を行うこととしております。

6. お客様本位の業務運営方針

当社はおお客様の生活の安定と向上に寄与するべく努めるとともに、お客様本位の業務運営をより一層推進するため、「お客様本位の業務運営方針」を定めました。

今後も、お客様の声を大切にするなかで、業務運営の状況について定期的に検証・見直しを行い、当社の全業務分野において、お客様本位の業務運営の更なる推進に努めてまいります。

■お客様本位の業務運営方針

当社は、長期的な視野に立ち、常にお客様本位で考え抜き、お客様に誠実かつ真摯に向き合っていくため、以下の方針を定めます。

1. (お客様本位の業務運営)

当社は、お客様が真に求める少額短期保険商品・サービスを提供し、お客様に対する保障・補償責任を全うし続けるため、あらゆる業務運営においてお客様本位で行動するよう努めてまいります。

2. (少額短期保険商品・サービスの開発)

当社は、社会の要請やおお客様のニーズを的確に把握し、お客様が真に求める少額短期保険商品・サービスの開発に努めてまいります。

3. (重要な情報のわかりやすい提供)

当社は、お客様さまがニーズに合致した保険商品を適切に選択いただけるよう、商品内容やリスク内容等の重要な情報について、わかりやすく丁寧に提供してま

いります。

4. (お客様の声を経営に活かす取組)

当社は、お客様のご要望に、誠実かつ迅速にお応えするとともに、お客様の声を大切にし、学び、業務運営の改善に努めてまいります。

5. (利益相反の適切な管理)

当社は、お客様の利益を不当に害するおそれのある取引を適切に把握・管理するための体制を整備し、維持・改善に努めてまいります。

6. (方針の浸透に向けた取組)

当社は、当社職員があらゆる業務運営においてお客様本位で行動していくための研修体系等の整備および当方針の浸透に向けた取組を進めてまいります。

7. コンプライアンス体制

当社は、コンプライアンス（法令等遵守）とは、狭義の法令にとどまらず、あらゆる社会規範を遵守すること、そして、お客様・社会の信頼に応え、誠実に仕事をしていくことだと考えています。

そのような考えのもと、法令等遵守に向けた基本方針として、「コンプライアンス基本方針」を定め、各役職員が確実に実践できるようにするために、コンプライアンスを実現するための具体的な手引書として「法令遵守マニュアル」を、具体的

な実践計画として「コンプライアンス・プログラム」を作成し、その内容を各役職員に対して周知徹底しています。コンプライアンス・プログラムは年次単位で計画策定、実行、評価、改善を行うことでより実効性を伴った運用を行っております。

また、当社では内部通報制度を整備しており、社内通報窓口、日本生命グループ共通窓口、委託先法律事務所内の社外通報窓口を設置し、通報や相談を受付ける体制を整備しております。

■コンプライアンス基本方針

第 1 条 (目的)

この基本方針は、コンプライアンスに関する基本的な考え方および体制等を定めるものである。

第 2 条 (定義)

「コンプライアンス」とは、狭義の法令にとどまらず、あらゆる社会規範を遵守すること、そしてお客様・社会の信頼に応え、誠実に仕事をしていくことをいう。

第 3 条 (基本的な考え方)

当社は、全役職員がコンプライアンスの担い手であり、コンプライアンスが業務遂行の前提であるという基本理念のもと、この基本方針に則り、コンプライアンスの推進に取り組むものとする。

第 4 条 (コンプライアンス推進体制)

当社は、次の各号に掲げる事項を実施するほか、この基本方針に基づくコンプライアンスを推進するために必要な方針・規程の策定、組織体制の整備、評価・改善活動等のコンプライアンス体制を整備する。

- 1 全社的にコンプライアンスを統括する部をリスク管理・コンプライアンス統括部とし、全社に対して法令等遵守意識の向上と法令等遵守取組に関わるモニタリング・指導・支援を行う。
- 2 経営会議の諮問機関として「リスク管理・コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス課題に関する対応策の審議、取組状況のモニタリング等を通じ、保険募集管理を含む法令等遵守体制の全般的統制・管理を行う。
- 3 取締役会および経営会議は、リスク管理・コンプラ

イアンス委員会における前号に基づくモニタリング等の状況について定期的な報告を受けるとともに、コンプライアンスに関わる事項のうち、経営に重大な影響を与える、または顧客の利益が著しく阻害される事項については速やかな報告を受け、必要な審議を行う。

- 4 コンプライアンスを実現するための具体的な手引書として、遵守すべき法令の解説等を記載した「法令遵守マニュアル」を策定し、また、具体的な実践計画として、「コンプライアンス・プログラム」を策定する。
- 5 お客様の利益の保護に万全を尽くすため、「利益相反管理方針」を制定し、お客様の利益を不当に害するおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備する。
- 6 法令等遵守の観点より問題が生じた場合（懸念を含む）には、公益通報者保護法に基づく通報等により、リスク管理・コンプライアンス統括部および社外の弁護士事務所に内部通報を行うことが可能な体制を整備する。
- 7 前各号に掲げるほか、当社のコンプライアンス全般に関する取組事項については、「コンプライアンス規程」に定める。

第 5 条 (監査役への報告)

- 1 リスク管理・コンプライアンス統括部は、コンプライアンスの状況について、定期的に監査役に報告する。
- 2 リスク管理・コンプライアンス統括部および各組織は、コンプライアンスに関する重要な事項を、速やかに監査役に報告する。

8. お客様情報の保護

当社では、お客様から信頼いただける少額短期保険業者を目指すため、「個人情報保護方針」を定め、お客様からお預かりしている大切な個人情報の適正な管理・利用と保護に努めています。また、適正な個人情報保護を実現するため、この方針を継続的に維持・改善してまいります。

■個人情報保護方針

当社では、お客様から信頼いただける少額短期保険会社を目指すため、個人情報の取扱いに関する方針を定め、お客様からお預かりしている大切な個人情報の適正な管理・利用と保護に努めています。また、適正な個人情報保護を実現するため、この方針を継続的に維持・改善してまいります。

当社の概要は[こちら](#)

1. 情報の収集

お客様の個人情報は、各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
その他業務上必要な範囲で収集します。

いてのみ利用いたします。

- (1) 各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
- (2) 関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理

2. 収集する情報の種類

各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い等に必要な個人情報として主に、お客様の住所・氏名・生年月日の他、お客様の健康状態、職業について収集させていただいております。また、当社が提供する各種商品・サービス等に関連し、業務上必要な範囲でお客様の個人情報を提供いただく場合があります。

- (3) 当社の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- (4) その他保険に関連・付随する業務

【利用目的が法令により限定されている場合】

保健医療等の「機微（センシティブ）情報」については、保険業法施行規則に基づき、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

3. 情報の収集方法

当社では、適法かつ公正な手段によって、お客様の個人情報を収集いたします。主には、申込書・契約書・請求書・アンケート等（電磁的方法を含む。）により収集させていただいております。また、キャンペーン等の実施により、インターネット・はがき等で収集させていただきます場合があります。

これらの情報については、限定されている目的以外では利用いたしません。

※尚、「機微（センシティブ）情報」とは、保険業法施行規則第 53 条の 10 に定める特別の非公開情報をいいます。

4. 利用目的

お客様の個人情報（「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下、「番号法」といいます）に定める個人番号を除きます）は、以下の業務に必要な範囲にお

お客様の個人番号については、番号法に基づき、以下の事務に必要な範囲内においてのみ利用いたします。

- (1) 保険取引に関する支払調書作成事務
- (2) 報酬、料金、契約金および賞金の支払調書

作成事務

(3) その他法令等に定める個人番号関係事務等

これらの利用目的は、個人情報保護方針をホームページ、ディスクロージャー誌等に掲載することにより公表いたします。また、書面等によりお客様から直接お客様の個人情報を収集する場合には、あらかじめお客様にこれらの利用目的を明示いたします。

【従業員等の個人情報の利用目的】

当社は、以下の目的において使用することを前提に、従業員等の個人情報を収集することがあります。以下の目的以外に個人情報（「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下、番号法といいます）に定める個人番号を除きます）を使用する場合は、事前に従業員等本人からの同意を得ることとします。

- 当社が従業員等本人から直接収集した個人情報（個人番号を除きます）は、主に人事・労務、報酬の計算・決定・支払、研修、解職・退職、その他の雇用管理・業績管理、適正な業務運営の確保、会社から従業員等への連絡等に使用します。
- 当社は、上記に加え、人事・労務、研修、解職・退職、その他の雇用管理・業績管理、適正な業務運営の確保に使用することを目的に、所属長から従業員等の個人情報（個人番号を除きます）を収集することがあります。
- 当社は、従業員等の出向・派遣時等においては、上記で得た情報を、出向・派遣先での労務管理等に必要な範囲においてのみ使用することを前提に、出向・派遣先へ個人データ（個人番号を除く）を提供することがあります。
- 当社は、従業員等の健康情報（健康診断結果、病歴、その他健康に関するもの）については、健康の保持・増進など職員にとって有益と思われる目的においてのみ使用します。

○当社は、従業員等の個人番号については、番号法に基づき、以下の事務に必要な範囲内においてのみ使用します。

- ①給与・退職金・退職年金に関する法定調書等作成事務
- ②雇用保険届出事務
- ③健康保険・厚生年金保険届出事務
- ④国民年金の第3号被保険者の届出事務
- ⑤報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書作成事務
- ⑥その他法令等に定める個人番号関係事務

○当社は、従業員等の個人情報について、従業員等の退社後も本人への返却はせず、その利用目的を達成した情報については、責任をもって廃棄します。

5. 情報の管理・安全管理措置

お客様の個人情報を正確かつ最新なものにするために、業務上必要な範囲内で適切な措置を講じます。また、お客様の個人情報への不正なアクセスや漏洩、滅失、き損の防止その他お客様の個人情報の安全管理のために必要かつ適切と考えられる対策を講じます。

【安全管理措置について】

○お客様の個人情報への不正なアクセスや漏洩、滅失、き損の防止その他お客様の個人情報の安全管理のために必要かつ適切と考えられる対策を講じます。

【安全管理のために講じた措置】

（基本方針の策定）

○個人データの適正な取扱いの確保のため、「関係法令・ガイドライン等の遵守」、「お客様申出窓口」等についての基本方針として、「個人情報保護方針」を策定しております。

（個人データの取扱いに係る規律の整備）

○取得、利用、保存、提供、削除・廃棄等の段階ごとに、取扱方法等について個人データの取扱規程を

策定しております。

(組織的安全管理措置)

- 個人データの取扱いに関する責任者を設置するとともに、法や取扱規程に違反している事実又は兆候を把握した場合の責任者への報告連絡体制を整備・徹底しております。
- 個人データの取扱状況について、定期的に自己点検を実施するとともに、他部署の者による監査を実施しております。

(人的安全管理措置)

- 個人データの取扱いに関する留意事項について、従業員に定期的な研修を実施しております。
- 個人データについての秘密保持に関する事項を就業規則に記載しております。

(物理的安全管理措置)

- 個人データを取り扱う区域において、従業員の入室管理を行うとともに、権限を有しない者による個人データの閲覧を防止する措置を実施しております。
- 個人データを取り扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難又は紛失等を防止するための措置を講じております。

(技術的安全管理措置)

- アクセス制御を実施して、担当者及び取り扱う個人情報データ等の範囲を限定しております。
- 個人データを取り扱う情報システムを外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入しております。

6. 情報の提供

当社では、以下の場合を除き、お客様の個人情報（個人番号を除きます）を第三者に提供いたしません。

- (1) あらかじめお客様の同意がある場合
- (2) 法令に基づく場合のほか、個人情報の保護に関する法律（「個人情報保護法」）23条1項によりお客様の同意を得ないでお客様の個人情報を第三者に提供することが

認められている場合

- (3) 当社の業務遂行上必要な範囲で、お客様の個人情報を当社の業務の委託先に提供する場合
- (4) 個人情報保護法に従ってお客様の個人情報の共同利用を行う場合
- (5) その他個人情報保護法に基づきお客様の同意を得ないでお客様の個人情報を提供することが認められている場合

【共同利用を行う場合の詳細】

(日本生命グループとの共同利用について)

当社では、日本生命グループとの間で、お客さまの個人データを共同で利用する場合があります。

※「日本生命グループ」とは日本生命保険相互会社および同社の子会社等をいいます。「日本生命グループ」については[こちら](#)を参照ください。

共同利用の目的

- (1) 経営管理、各種リスク管理およびこれらに付帯する業務ならびに法令等の遵守
- (2) 各種取引の開始・維持管理（保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払いを含みます。）
- (3) 日本生命グループ及び提携会社が提供する各種商品・サービスのご案内・提供
- (4) 日本生命グループの業務に関するお客様への情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- (5) その他上記に関連・付随する業務

共同利用する個人データ

氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、勤務先情報その他申込書等に記載された契約内容および適合性の確認において収集した情報等、各種商品・サービスのご案内・提供（ご提案を含みます）・ご契約のお引受け・維持管理に必要な情報、その他上記利用目的達成のために必要な個人に関する情報

共同利用者の範囲

当社及び日本生命グループのうち、個人情報保護法第23条第5項第3号に基づく对外告知を実施済みの会社

※2022年4月1日現在の告知済みの会社

日本生命保険相互会社、ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社、はなさく生命保険株式会社、大樹生命株式会社

個人データの管理責任者

当該個人データを取り扱う各共同利用者

- ▶ 当社の概要は[こちら](#)
- ▶ 日本生命保険相互会社の概要は[こちら](#)
- ▶ ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社の概要は[こちら](#)
- ▶ はなさく生命保険株式会社の概要は[こちら](#)
- ▶ 大樹生命保険株式会社の概要は[こちら](#)

日本少額短期保険協会等との個人データの共同利用について

当社は、一般社団法人日本少額短期保険協会、一般社団法人日本少額短期保険協会加盟の各少額短期保険会社等との間で、お支払の判断または保険契約の解除、取消もしくは無効の判断（以下「お支払い等の判断」といいます。）の参考とすることを目的として、「支払時情報交換制度」に基づき、各少額短期保険業者等の保有する保険契約等に関する情報を共同して利用しております。詳細につきましては日本少額短期保険協会のホームページをご覧ください。

- 一般社団法人 日本少額短期保険協会

<http://www.shougakutanki.jp/general/>

【お客様の同意を得て、第三者に提供する主な場合】 提携する第三者への個人情報の提供について

当社は、以下の利用目的達成のために提携する第三者に顧客のメールアドレス、氏名（漢字・カナ）、生年月日、出産予定日、郵便番号、電話番号の個人情報を提供することがあります。

- ①各種保険契約のお引き受け・ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
- ②当社のグループ会社・関連会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- ③当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- ④その他保険に関連・付随する業務

当社の個人情報の利用目的における提携する第三者とは主に以下の会社となります。

【提携する第三者について】

現時点で提供を行う企業はありません。

再保険会社への個人情報の提供について

当社は、お引受けする保険契約について、引受リスクを適切に分散するために再保険を行うことがあり、再保険会社における当該保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等支払いに関する利用のために、再保険の対象となる保険契約の特定に必要な保険契約者の情報のほか、被保険者氏名、性別、生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報、健康状態に関する情報等当該業務遂行に必要な個人情報を再保険会社に提供することがあります。

また、お客様との間の保険契約については、解約・減額の手続きが行われた場合や、契約が失効した場合等には、再保険契約の継続・維持管理のために、上記の個人情報を再保険会社に提出することがあり、保険金・給付金等のご請求がある場合は、再保険会社における当該保険契約の保険金・給付金等支払いに関する利用のために、上記の個人情報のほか、保険金受取人氏名、住所、診断書類など当該業務遂行に必要な個人情報を再保険会社に提供することがあります。

※再保険とは、引受リスクを適切に分散することを目的として、当社が他の保険会社と締結する保険契約

のことであり、再保険契約を引受ける保険会社を再保険会社といえます。

被保険者・受取人・指定代理請求人・後継保険契約者への個人情報の提供について

当社は、お客様との間の保険契約について、保険契約の継続・維持管理、保険金・給付金等の支払いを目的に、契約者の情報のほか、被保険者氏名、性別、生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報を、契約者を同一とする契約の被保険者・受取人（・死亡時支払金受取人を含む）・指定代理請求人・後継保険契約者に提供する場合があります。

お客様の個人番号については、個人番号利用事務実施者への提出、個人番号の取扱いの全部または一部の委託を行う場合等、番号法で認められた場合を除き、第三者に提供いたしません。

7. 個人関連情報の取得・利用

当社では、お客さまにご案内したメール等のメッセージやビラ等のコンテンツ・当社および当社が提携する第三者のウェブサイトやアプリの閲覧履歴、お客様の取引履歴等の情報を取得・分析し、当社が保有するお客様の個人情報と結びつけた上で、マーケティングやお客さまのニーズにあった各種商品・サービスのご案内・提供（広告等の配信を含む）をさせていただく場合がございます。

8. 情報の開示・訂正等

お客様からお客様ご自身に関する個人情報の開示・訂正等の依頼があった場合は、ご本人であることを確認させていただいたうえで、特別の理由がない限り速やかに対応いたします。

【開示等請求手続きについて】

（1）開示の求めに関する手続き

当社の保有個人データの開示を希望される場合は、

当社の個人情報の取扱いに関する相談窓口までご照会下さい。当社所定の事項へのご回答や本人確認等の書類をご提出いただいた上で、ご回答いたします。

なお、開示請求のお申込みにあたっては、当社所定の基準に基づき、手数料を徴収することがあります。

（2）訂正、追加、削除の求めに関する手続き

当社の保有個人データの訂正、追加、削除を希望される場合は、当社の個人情報の取扱いに関する相談窓口までご照会下さい。

（3）利用の停止、消去、第三者提供の停止に関する手続き

当社の保有個人データの利用の停止、消去、第三者提供の停止を希望される場合は、当社の個人情報取扱いに関する相談窓口までご照会下さい。

9. 関係法令等の遵守

お客様の個人情報については、個人情報保護法および番号法その他の関連法令・ガイドラインや一般社団法人日本少額短期保険協会の「個人情報保護方針」等の定義、考え方、取扱い等を遵守して対応いたします。

10. コンプライアンス・プログラムの策定・改善

お客様の個人情報の取扱いが適正に行われることを確保するため、コンプライアンス・プログラムを策定し、当社の従業員・業務の委託先その他関係者に周知徹底させるとともに、必要かつ適切な監督を行ってまいります。また、本指針およびコンプライアンス・プログラムの内容を適宜見直し、改善いたします。

11. 個人情報に関するお客様申出

お客様からの個人情報の取扱いに関するお申し出については、適切かつ迅速に対応いたします。

お問い合わせフォーム

お問い合わせは[こちら](#)

※お問い合わせの対応時間は月曜日～金曜日
9：00～17：00 です。（土日祝および年末年
始休業日を除きます。）
当社は、一般社団法人日本少額短期保険協会
の会員事業者です。同協会では、会員事業者の
個人情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付け

ております。
<お問い合わせ先>
（一社）日本少額短期保険協会 少額短期
ほけん相談室：ホームページアドレス
[少額短期ほけん相談室 - 消費者の皆様へ - 日本
少額短期保険協会 \(shougakutanki.jp\)](https://www.shougakutanki.jp)

9. 反社会的勢力への対応

当社は、「内部統制システムの基本方針」※において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、一切の関係遮断に取り組むこととしています。また、その実現に向けた社内体制の整備として、「反社会的勢力対応規程」を制定し、一般社団法人日本少額短期保険協会や警察をはじめとする外部組織との連携、暴力団等の反社会的勢力に関わる対策の協議および社内啓蒙の推進等を行っています。

また、「リスク管理・コンプライアンス統括部」を反社会的勢力対応組織として位置づけ、不当要求等の事案が発生した際には、速やかにリスク管理・コンプライアンス統括部へ報告する体制とする等、反社会的勢力による被害を防止するための一元的な管理体制を構築しています。

※内部統制システムの基本方針については、P6 に記載しています。

10. 指定紛争解決機関について

当社は、保険業法に基づく指定紛争解決機関である一般社団法人日本少額短期保険協会と紛争解決等業務の実施に関する手続実施基本契約を締結しています。同協会では、少額短期保険業に関する一般的な相談のほか、少額短期保険業者の業務に関する苦情や紛争に対応する窓口として、「少額短期ほけん相談室」を設けています。当社との間で問題が解決できない場合には、「少額短期ほけん相談室」に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、日本少額短期保険協会のホームページをご参照ください。（<https://www.shougakutanki.jp>）

○一般社団法人日本少額短期保険協会 「少額短期ほけん相談室」

フリーダイヤル 0120-82-1144

受付時間 平日 9：00～12：00、13：00～17：00（土日・祝日・年末年始を除く）

1. 直近の事業年度における業務の状況

(1) 主要な業務の状況を示す指標等

- ① 正味収入保険料
該当ありません。
- ② 元受正味保険料
該当ありません。
- ③ 支払再保険料
該当ありません。
- ④ 保険引受利益
該当ありません。
- ⑤ 正味支払保険金
該当ありません。
- ⑥ 元受正味保険金
該当ありません。
- ⑦ 回収再保険金
該当ありません。

(2) 保険契約に関する指標等

- ① 契約者配当金の額
該当ありません。

② 正味損害率、正味事業費率及び正味合算率

区分	2021年度		
	正味損害率	正味事業費率	正味合算率
医療保険	－	－	－
合計	－	－	－

※正味損害率 = 正味支払保険金 ÷ 正味収入保険料

※正味事業費率 = 正味事業費 ÷ 正味収入保険料

※正味合算率 = 正味損害率 + 正味事業費率

※正味事業費 = 事業費 - 再保険手数料

※当社は2022年4月5日に営業を開始していることから、2021年度の収入保険料及び支払保険金がない

く算出できないため、記載しておりません。

③ 出再控除前の元受損害率、元受事業費率及び元受合算率

区分	2021年度		
	元受損害率	元受事業費率	元受合算率
医療保険	－	－	－
合計	－	－	－

※元受損害率 = 元受正味保険金 ÷ 元受正味保険料

※元受事業費率 = 元受事業費 ÷ 元受正味保険料

※元受合算率 = 元受損害率 + 元受事業費率

※当社は2022年4月5日に営業を開始していることから、2021年度の収入保険料及び支払保険金がなく算出できないため、記載しておりません。

④ 出再を行った再保険会社の数と出再保険料の上位5社の割合
該当ありません。

⑤ 出再先保険料の格付ごとの割合
該当ありません。

⑥ 未収再保険金の額
該当ありません。

(3) 経理に関する指標等

① 支払備金
該当ありません。

② 責任準備金
該当ありません。

③ 利益準備金及び任意積立金の区分ごとの残高
該当ありません。

④ 損害率の上昇に対する経常利益又は経常損失の額の変動

損害率上昇シナリオ	発生損害率が1%上昇すると仮定いたします。
計算方法	正味既経過保険料 × 1%
経常損失の増加	－

※2021年度は、保険金の支払いが発生していないため、損害率の上昇に対する経常損失の増加については算出できないため記載しておりません。

(4) 資産運用に関する指標等

① 資産運用の概況

(単位：千円)

区分	2021年度	
	金額	構成比
現預金	2,128,001	92.5%
金銭信託	-	-
有価証券	-	-
運用資産計	2,128,001	92.5%
総資産	2,301,176	100.0%

② 利息配当収入の額及び運用利回り

該当ありません。

③ 保有有価証券の種類別の残高及び合計に対する構成比

該当ありません。

④ 保有有価証券利回り

該当ありません。

⑤ 有価証券の種類別の残存期間別残高

該当ありません。

(5) 責任準備金の残高の内訳

該当ありません。

2. 計算書類

(1) 貸借対照表

2021年度(2022年3月31日現在) 貸借対照表

(単位:千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預貯金	2,128,001	その他負債	91,950
預貯金	2,128,001	未払法人税等	870
有形固定資産	4,075	未払金	0
その他の有形固定資産	4,075	未払費用	91,011
無形固定資産	1,690	預り金	68
その他の無形固定資産	1,690	負債の部 合計	91,950
その他資産	110,767	(純資産の部)	
未収金	87,469	資本金	1,300,000
前払費用	15,747	資本剰余金	1,300,000
預託金	7,550	資本準備金	1,300,000
仮払金	0	利益剰余金	△390,774
繰延税金資産	46,642	その他利益剰余金	△390,774
供託金	10,000	繰越利益剰余金	△390,774
		株主資本合計	2,209,225
		純資産の部 合計	2,209,225
資産の部合計	2,301,176	負債及び純資産の部合計	2,301,176

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 有形固定資産の減価償却は、定率法により行っています。
2. 消費税等の会計処理は税抜方式によって行っています。なお、資産に係る控除対象外消費税等は前払費用に計上し、5年間で均等償却を行っています。
3. 連結納税制度の適用
当社は、日本生命保険相互会社を連結納税親会社とする連結納税主体の連結納税子会社として、連結納税制度を適用しております。
4. 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用
当社は、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(2020年3月31日 企業会計基準委員会 実務対応報告第39号)に基づき、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいて計上しております。
5. 会計上の見積りに関する注記
会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
繰延税金資産 46,642 千円
繰延税金資産の認識は、当社及び連結納税グループの将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。
当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。
6. 金融商品に関する注記
 - (1) 金融商品の状況に関する事項
少額短期保険業者の資産運用は、預貯金（外貨建てを除く）・国債・地方債等に限定されている上、当社では安全性・流動性の確保のため、預貯金による運用を基本方針としています。
 - (2) 金融商品の時価等に関する事項
2022年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。
(※1) 金融商品の時価の算定方法
現金及び預貯金、未収金ならびに未払費用は、1年以内の短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額 (*)	時価 (*)	差額
現金及び預貯金	2,128,001	2,128,001	－
未収金	87,469	87,469	－
未払費用	(91,011)	(91,011)	－

(*) 負債に計上されているものについては、()で示す。

(※2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

供託金は、返還時期と将来キャッシュ・フローを見積もることが出来ず、時価を把握することが極めて困難であると認められることから、時価開示の対象としておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
供託金	10,000

7. 有形固定資産の減価償却累計額は 1,481 千円です

8. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

関係会社に対する金銭債権の総額は 87,469 千円、金銭債務の総額は 7,319 千円であります。

9. 税効果会計に関する事項

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

NO	区分	一時差異項目名	2021 年度 (当期)
(1)	繰延税金資産	未払事業税等	2,776
(2)	繰延税金資産	繰延資産	22,620
(3)	繰延税金資産	ソフトウェア	21,246

10. 1 株当たり純資産額 8,497 円 02 銭です。

11. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

(2) 損益計算書

2021 年度 2021 年 4 月 30 日から
2022 年 3 月 31 日まで 損益計算書

(単位：千円)

科目	金額
経常費用	524,014
事業費	524,014
営業費及び一般管理費	481,412
税金	41,121
減価償却費	1,481
経常利益（又は経常損失）	△524,014
税引前当期純利益（又は税引前当期純損失）	△524,014
法人税及び住民税	△86,598
法人税等調整額	△46,642
法人税等合計	△133,240
当期純利益（又は当期純損失）	△390,774

注記事項

(損益計算書関係)

1. 1株当たり当期純利益は、△6,264円41銭です。

2. 関連当事者取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)の割合	関連当事者との関係	科目	当期末 残高
親会社	日本生命保険相互会社	(被所有) 直接 100%	出資の受入 役員・出向者の受入 増資の受入 連結納税制度の親会社等	未収金	87,469

(2) 兄弟会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)の割合	関連当事者との関係	科目	当期末 残高
親会社の 子会社	ニッセイ情報テクノロジー株 式会社	-	システム開発・運用・保守の業 務委託契約等	未払 費用	27,258

3. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

(3) 株主資本等変動計算書

2021年度 2021年4月30日から
2022年3月31日まで 株主資本等変動計算書

(単位：千円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当期首残高	299,995	299,995	299,995
当期変動額			
新株の発行	1,000,005	1,000,005	1,000,005
当期純利益	-	-	-
当期変動額合計	1,000,005	1,000,005	1,000,005
当期末残高	1,300,000	1,300,000	1,300,000

(単位：千円)

	株主資本			純資産合計
	利益剰余金		株主資本合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
	繰越利益剰余金			
当期首残高	-	-	599,990	599,990
当期変動額				
新株の発行	-	-	2,000,010	2,000,010
当期純利益	△390,774	△390,774	△390,774	△390,774
当期変動額合計	△390,774	△390,774	1,609,235	1,609,235
当期末残高	△390,774	△390,774	2,209,225	2,209,225

注記事項

(株主資本等変動計算書関係)

1. 当期首の残高は設立時出資金額です。
2. 発行済株式数の種類及び総数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当年度期首株式数	当年度増加株式数	当年度減少株式数	当年度末株式数
普通株式	59,999	200,001	-	260,000
合計	59,999	200,001	-	260,000

(注)当年度期首株式数は、設立時出資株式数です

3. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

(4) キャッシュ・フロー計算書

2021年度 $\left(\begin{array}{l} 2021年4月30日から \\ 2022年3月31日まで \end{array} \right)$ キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

科目	金額
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前当期純利益（△は損失）	△ 524,014
減価償却費	1,481
その他資産（除く投資活動関連、財務活動関連）の増減額（△は増加）	△ 1,082
その他負債（除く投資活動関連、財務活動関連）の増減額（△は減少）	91,080
小 計	△ 432,535
営業活動によるキャッシュ・フロー	△ 432,535
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 5,556
無形固定資産の取得による支出	△ 1,690
長期前払費用の取得による支出	△ 14,665
供託金の差入による支出	△ 10,000
その他	△ 7,550
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 39,462
財務活動によるキャッシュ・フロー	
株式の発行による収入	2,600,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,600,000
現金及び現金同等物に係る換算差額	-
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	2,128,001
現金及び現金同等物期首残高	-
現金及び現金同等物期末残高	2,128,001

注記事項

(キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、随時引き出し可能な預貯金からなっています。

2. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

3. ソルベンシー・マージン比率

(単位：千円)

	2021年度
(A) ソルベンシー・マージン総額	2,209,225
① 純資産の部の合計額（繰延資産等控除後の額）	2,209,225
② 価格変動準備金	—
③ 異常危険準備金	—
④ 一般貸倒引当金	—
⑤ その他有価証券評価差額（税効果控除前）（99%又は100%）	—
⑥ 土地の含み損益（85%又は100%）	—
⑦ 契約者配当準備金の一部（除、翌期配当所要額）	—
⑧ 将来利益	—
⑨ 税効果相当額	—
⑩ 負債性資本調達手段等	—
告示(第14号)第2条第3項第5号イに掲げるもの(⑩(a))	—
告示(第14号)第2条第3項第5号ロに掲げるもの(⑩(b))	—
(B) リスクの合計額 $\sqrt{[R_1^2 + R_2^2]} + R_3 + R_4$	21,918
保険リスク相当額	—
R1 一般保険リスク相当額	—
R4 巨大災害リスク相当額	—
R2 資産運用リスク相当額	21,280
価格変動等リスク相当額	—
信用リスク相当額	21,280
子会社等リスク相当額	—
再保険リスク相当額	—
再保険回収リスク相当額	—
R3 経営管理リスク相当額	638
(C) ソルベンシー・マージン比率 (A) / {(1/2) × (B)}	20,158.6%

＜ソルベンシー・マージン比率とは＞

- ・少額短期保険業者は、保険事故発生の際の保険金支払等に備えて準備金を積み立てていますが、巨大災害の発生や、少額短期保険業者が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。
- ・こうした「通常の予測を超える危険」を示す「リスクの合計額」（上記の（B））に対する「少額短期保険業者が保有している資本金・準備金等の支払余力」（すなわちソルベンシー・マージン総額：左記の（A））の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「ソルベンシー・マージン比率」（上記の（C））です。

・「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額をいいます。

①保険引受上の危険（一般保険リスク）：

保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険（巨大災害に係る危険を除く）

②資産運用上の危険（資産運用リスク）：

保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等

③経営管理上の危険（経営管理リスク）：

業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記①～② および④以外のもの

④巨大災害に係る危険（巨大災害リスク）：

通常の予測を超える巨大災害（関東大震災や伊勢湾台風相当）により発生し得る危険

・「少額短期保険業者が保有している資本金・準備金等の支払余力」（ソルベンシー・マージン総額）とは、少額短期保険業者の純資産、諸準備金（価格変動準備金・異常危険準備金等）、土地の含み益の一部等の総額です。

・ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が少額短期保険業者を監督する際に活用する客観的な判断指標の1つですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

4. 時価情報等

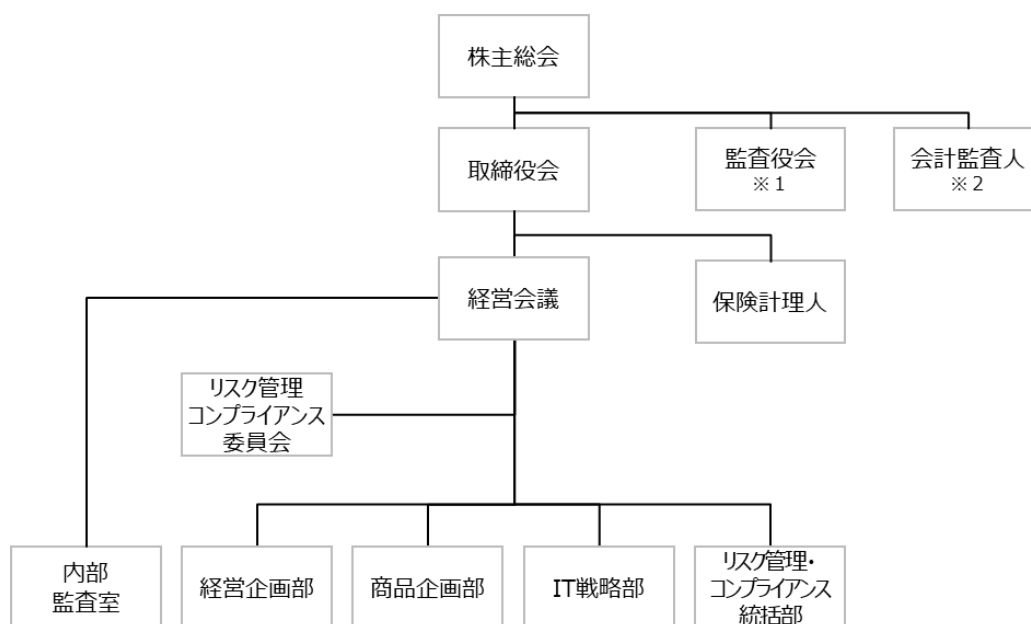
（1）有価証券

該当ありません。

（2）金銭の信託

該当ありません。

1. 当社の組織（2022年3月31日現在）



※1 2022年4月1日に監査役会を設置いたしました

※2 2022年6月13日に会計監査人を選任いたしました

2. 株主・株式の状況（2022年3月31日現在）

（1）株式数

発行可能株式総数 600千株

発行済株式の総数 260千株

（2）当年度末株主数

1名

（3）主要な株主の状況

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本生命保険相互会社	260千株	100%

3. 役員の状況

（1）2022年3月31日現在

氏名	地位及び担当	その他（兼任の状況等）
新芝 修徳	代表取締役社長 [経営企画部部長、IT戦略部担当部長]	—
関 睦史	取締役 [リスク管理・コンプライアンス統括部部長]	—

田中 圭	取締役 [商品企画部部長]	—
練尾 諭	取締役	日本生命保険相互会社 総合企画部担当部長 兼 イノベーション開発室室長
上松 正和	監査役	日本生命保険相互会社 監査役室 副部長

(2) 2022年4月1日現在

氏名	地位及び担当	その他（兼任の状況等）
光本 正	代表取締役社長 [経営企画部部長]	—
新芝 修徳	取締役副社長 [IT戦略部部長]	—
中村 吉隆	取締役	日本生命保険相互会社 執行役員 営業企画部長 兼 営業勤務部長 兼 審議役（ヘルスケア事業部）
今西 秀幸	取締役	日本生命保険相互会社 グループ事業推進部部長 兼 総合企画部担当部長
藤山 富美恵	常勤監査役	—
上松 正和	監査役	日本生命保険相互会社 監査役室 副部長
小田 大輔	監査役 (社外)	森・濱田松本法律事務所 パートナー
壽藤 里絵	監査役 (社外)	税理士法人 山田&パートナーズ パートナー

ニッセイプラス少額短期保険株式会社

〒100-0004 東京都千代田区大手町一丁目 6 番 1 号
大手町ビル 4 階 FINOLAB 内
URL <https://www.nissay-plus.co.jp/>